

群馬大学自動運転車両を用いた公道実験に関する取扱細則

令和 3.11. 8 制定

(趣旨)

第1条 この細則は、群馬大学研究・産学連携推進機構次世代モビリティ社会実装研究センター（以下、「センター」という。）が実施する自動運転車両を用いた公道実験の安全性を確保するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公道実験 群馬大学の自動運転車両を公道において自動運転システムにより走行させる実験をいう。
- (2) 自動運転車両 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車のうち、自動運転システム（加速・操舵・制動のうち複数の操作を一度に行い、又はその全てを行うシステム）を搭載したものをいう。
- (3) 公道 道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路をいう。

(実験管理責任者)

第3条 センターに、公道実験の主たる安全管理者として、実験管理責任者を置き、センター長をもって充てる。

2 実験管理責任者は、センターにおける公道実験に関する業務を総括する。

(自動運転公道実験認可委員会)

第4条 センターに、公道実験の安全環境を維持するため、自動運転公道実験認可委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 実験管理責任者
 - (2) 実験管理責任者の指名する者（次条第1項に規定する実験実施責任者は除く。）
- 2名

3 委員会に委員長を置き、第2項第1号の者をもって充てる。

(実験実施責任者)

第5条 公道実験を責任者として実施しようとする教員（以下、「実験実施責任者」という。）は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 公道実験の実施に必要な手続
- (2) 公道実験における自動運転車両及び公道実験の運転者の管理等

2 実験実施責任者は、公道実験における安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(実験計画書の提出)

第6条 実験実施責任者は、公道実験を実施しようとするときは、実験管理責任者に実験計画書（リスクに対する安全対策、緊急連絡網、中止時のフロー及び運転者の選考基準

を含む。)を提出しなければならない。

2 実験管理責任者は、前項の実験計画書が提出されたときは、委員会を開催のうえ、公道実験の安全性を審査し、その安全性について問題がないと認められる場合は、当該公道実験の実施を承認するものとする。

3 実験実施責任者は、公道実験を実施する場合において、前項に定める承認を得たときは、関係法令等に留意しつつ、地方自治体、警察その他の関係機関との間において、実験計画書に関する情報を共有しなければならない。

(実験計画書の変更)

第7条 前条第2項において承認された公道実験の実験計画書の内容を変更しようとする場合の手続は、前条の規定を準用する。

(車両挙動及び動作点検に関する事前確認)

第8条 実験実施責任者は、公道実験を実施するに当たっては、試験路等の非公道において車両挙動及び動作点検に関する事前確認を行い、その結果を事前確認結果に記録し、保管しなければならない。

2 実験管理責任者は、必要と認める場合は、実験実施責任者に対して事前確認結果の提出を求めることができる。

(長期間運用の場合の車両挙動及び動作点検に関する定期確認)

第9条 実験実施責任者は、公道実験を3か月を超えて実施する場合は、試験路等の非公道において車両挙動及び動作点検に関する確認を3か月毎に行い、その結果を定期確認結果に記録し、保管しなければならない。

2 実験管理責任者は、必要と認める場合は、実験実施責任者に対して定期確認結果の提出を求めることができる。

(実験実施報告書)

第10条 実験実施責任者は、公道実験を実施した場合は、公道実験実施後1か月以内に、実験管理責任者に対して、実験実施報告書を提出しなければならない。

(公道実験の運転者の届出等)

第11条 実験実施責任者は、公道実験の運転者に関し、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 公道実験の運転者の届出

(2) 公道実験の運転者に対する安全指導

(公道実験の運転者の基準)

第12条 前条第1号において公道実験の運転者として届出できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) センターの主担当を命ぜられた教員

(2) その他実験実施責任者が運転者の選考基準に基づき認める者

2 実験実施責任者は、当該公道実験の開始前までに、公道実験の運転者リストを作成(任意様式)のうえ、実験管理責任者に届け出し、その許可を得なければならない。

3 実験実施責任者は、公道実験の運転者リストを変更する必要がある場合は、速やかに実験管理責任者に届け出し、その許可を得なければならない。

(非常時の対応)

第13条 公道実験の運転者は、実験車両の運転中に交通事故等の不測の事態が生じた場合

には、直ちに運転を停止して、負傷者を救護し、周辺の危険を防止する等必要な措置を講じるとともに、緊急連絡網に従い連絡しなければならない。

2 前項の連絡を受けた実験実施責任者は、直ちに公道実験の運転者と協力して必要な措置を講じるとともに、状況を整理して実験管理責任者に報告しなければならない。

(その他)

第14条 この細則に定めるもののほか、この細則で定める手続に必要な様式その他公道実験に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和3年11月8日から施行する。